

【国民健康保険に加入している方へ】 産前産後期間相当分(4か月分)の 国民健康保険税が免除されます！



対象となる方・受付期間

- 令和5年11月1日以降に出産した国民健康保険被保険者の方が対象です。
妊娠85日（4か月）以上の出産が対象です（死産、流産、早産及び人工妊娠中絶の場合も含まれます）。
- 出産予定日の6か月前から届出ができます。出産後の届出も可能です。
- 届出人は納税義務者（世帯主）となります。

国民健康保険税の免除方法

- その年度に納める保険税の所得割額と均等割額から、出産予定月（又は出産月）の前月から出産予定月（又は出産月）の翌々月（以下「産前産後期間」といいます。）相当分が減額されます。

	3か月前	2か月前	1か月前	1か月後	2か月後	3か月後
単胎の方			出産予定月			
多胎の方	出産予定月					

※産前産後期間相当分の所得割額と均等割額が年税額から減額されます。

※多胎妊娠の場合は出産予定月（又は出産月）の3か月前から6か月相当分が減額されます。

届出に必要な書類

- ① 産前産後期間に係る国民健康保険税免除届出書
- ② 母子健康手帳
- ③ 世帯主と出産する方の個人番号（マイナンバー）が確認できるもの
- ④ 届出にいらした方の本人確認ができるもの

※ 納税義務者（世帯主）及び世帯員が届け出する以外は、委任状が必要です。

届出先

美里町役場 税務課 国民健康保険税係 TEL 0229-33-2115